

定 款

一般財団法人国際都市おおた協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人国際都市おおた協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、「国際都市おおた宣言」で表現された「観光」の魅力、「多文化共生」の大切さ、「産業」の力強さを伸張させるため、大田区における国際交流及び国際協力の活動支援や国際人材の育成を地域の力との連携・協働を通じて推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生の推進に関する事業
- (2) 国際交流の推進に関する事業
- (3) 国際人材育成に関する事業
- (4) 国際協力に関する事業
- (5) 上記各事業に関する情報収集、調査研究及び広報
- (6) 上記各事業の推進のため、大田区及び他の公共機関等から受託する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第 5 条 設立者は、金 400 万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第 6 条 前条記載の財産のうち、金 300 万円を当法人の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会へ提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の各書類を、主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧等に供するものとする

に、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第 10 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 4 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評 議 員)

第 11 条 当法人に、評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び外部委員 2 名をもって構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、

使用人（過去に使用人となった者も含む。）

- 4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任 期）

- 第 1 3 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める員数に足りなくなるときは、任期

の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 80 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 1 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。
2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第 18 条 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招

集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

- 第 21 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

- 第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第 23 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 10 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、5 名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

4 理事会は、その決議によって第 2 項で選定された業務執行理事より、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長及び専務理事は各 1 名以内、常務理事は 3 名以内とする。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠により選任された役員任期は前任者の残存期間と同一とする。
 - 4 役員は、第 24 条第 1 項に定める員数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 29 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

- 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の中から議長を選任する。

(決 議)

- 第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

- 第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

- 第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 197 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議 事 録)

- 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 40 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(合併等)

第 42 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 43 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 44 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 45 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(設置等)

- 第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 業務報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 公告の方法

(公告)

- 第48条 当法人の公告は、電子公告による。電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第9章 附則

(設立時評議員)

第 49 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	藏方 庸光	設立時評議員	小松 万希子
設立時評議員	赤津 洋一	設立時評議員	伴 久之
設立時評議員	金子 洋子	設立時評議員	原 圭介
設立時評議員	岸田 哲治		

(設立時役員)

第 50 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	成田 浩	設立時理事	深尾 定男
設立時理事	三枝 健二	設立時理事	佐藤 充
設立時理事	小山 君子	設立時理事	岩井 克文
設立時理事	細島 道博	設立時理事	近藤 倫生
設立時監事	安岡 大作	設立時監事	青木 重樹

(最初の事業計画等)

第 51 条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 52 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の名称)

第 53 条 設立者は、次のとおりである。

設立者 大田区

(法令の準拠)

第 54 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人国際都市おおた協会の設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士 鈴木 淑宏は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年12月12日

設立者 大田区

上記設立者の定款作成代理人
東京都大田区大森本町二丁目26番16号
司法書士 鈴木 淑宏